る日（休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあつては、当該休業終了予定日とされた日）」と、第百一条の二十九の二第一号中「一歳に満たない子」とあるのは「一歳二か月に満たない子」と、同条第二号イ中「一歳に達する日」とあるのは「一歳に達する日（休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合にあつては、当該休業終了予定日とされた日）」とする。

（法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由）

第百一条の二十九　法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　事業主の命による外国における勤務

四　国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用

五　前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

（法第六十一条の七第二項の厚生労働省令で定める場合）

第百一条の二十九の二　法第六十一条の七第二項の厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

一　その養育する一歳に満たない子について、次のいずれかに該当する場合

イ　育児休業の申出をした被保険者について産前産後休業期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業期間が終了する日（当該産前産後休業期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出産した子に係る新たな育児休業期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業期間が終了する日）までに、当該産前産後休業期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

(1)　死亡したとき。

(2)　養子となつたことその他の事情により当該被保険者と同居しないこととなつたとき。

ロ　育児休業の申出をした被保険者について介護休業期間が始まつたことにより当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の休業に係る対象家族が次のいずれかに該当するに至つた場合

(1)　死亡したとき。

(2)　離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と被保険者との親族関係が消滅したとき。

ハ　育児休業の申出をした被保険者について新たな育児休業期間が始まつたことにより当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業期間が終了する日までに、当該新たな育児休業期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

(1)　死亡したとき。

(2)　養子となつたことその他の事情により当該被保険者と同居しないこととなつたとき。

(3)　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

ニ　育児休業の申出に係る子の養育を行つている配偶者が死亡した場合

ホ　ニに規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になつた場合

（法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由）

第百一条の二十九　法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由は次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三　前二号に掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

（新設）